

佐渡市犯罪被害者等支援条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、本市における犯罪被害者等のための施策に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにすることによって、犯罪被害者等のための施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、安心して暮らせる地域社会の形成促進を目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- （2） 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- （3） 市民 本市に居住する者及び本市内に勤務し、又は在学等をする者をいう。
- （4） 事業者 本市で事業その他の活動を行う個人又は団体をいう。
- （5） 関係機関等 国、県、警察その他の行政機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他犯罪被害者等への支援に関係する団体をいう。
- （6） 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた際に、行政及び司法の担当者並びに市民、事業者及びマスメディア関係者等による偏見、無理解、差別等に基づく言動、誹謗中傷等によって被るプライバシーの侵害、名誉の毀損、精神的苦痛、心身の変調、経済的損失等の被害をいう。
- （7） 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び受ける被害をいう。

（基本理念）

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇が保障される権利を有することに鑑

み、これを配慮して行わなければならない。

- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因並びに犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ適切に行われるとともに、犯罪被害者等に関する個人情報の取扱いに留意し、二次被害又は再被害が生ずることのないよう十分配慮して行わなければならない。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）に則り、犯罪被害者等の支援に関する各種施策を総合的に推進するものとする。

- 2 市は、前項に規定する施策を実施するに当たっては、関係機関等と相互に連携を図るものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に則り、犯罪被害者等の尊厳、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等への支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の名誉、プライバシー及び生活の平穏を害する行為等により二次被害を与えないよう努めるとともに、犯罪被害者等を孤立させないよう努めるものとする。

- 2 市民は、市がこの条例に基づき実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に則り、犯罪被害者等の尊厳、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等への支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うにあたっては、犯罪被害者等の名誉、プライバシー及び生活の平穏を害する行為等により二次被害を与えないよう努めるとともに、犯罪被害者等の就労及び勤務に十分配慮するものとする。

- 2 事業者は、市がこの条例に基づき実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めるものとする。

(相談、情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪等で受けた被害により犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

(見舞金の支給)

第8条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、見舞金の支給を行うものとする。

(日常生活又は社会生活の支援)

第9条 市は、犯罪被害者等が安心して日常生活又は社会生活を営むことができるよう、犯罪被害者等が置かれている状況に応じ必要な生活上の支援を行うものとする。

(安全の確保)

第10条 市は、犯罪被害者等が二次被害又は再被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、犯罪被害者等に係る個人情報の保護に努めるとともに、その他の必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第11条 市は、犯罪等又は二次被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅等への入居における配慮その他の必要な支援に努めるものとする。

(雇用の安定)

第12条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況に配慮した職場環境の整備等が促進されるよう事業者への啓発活動に努めるものとする。

(市民及び事業者の犯罪被害者等への理解の増進)

第13条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の平穏な生活への配慮の重要性及び犯罪被害者等への支援の必要性について、市民及び事業者の理解を深めるため、二次被害を防止し犯罪被害者等を地域社会で孤立させることのないよう広報及び啓発活動を行うものとする。

(支援の制限)

第14条 市は、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと

認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。